

いわき都市計画土地区画整理事業の決定  
【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画豊間震災復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		豊間震災復興土地区画整理事業		
面 積		約 60.0ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	配 置
		幹線街路	3・6・174 小名浜四倉線	これらについては、別に都市計画において定めるところとする。
	上記都市計画道路を基幹に土地利用に応じて区画道路を配置し、適正な街区を形成する。			
	公園及び 緑地	津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸沿い及び河川沿いには津波防災緑地を配置する。 また、災害時には観光客や住民の生命確保のための一次避難地や防災活動拠点として土地区画整理事業区域に隣接して整備する津波防災公園整備事業との整合を図るとともに、誘致距離等に配慮しながら適正な場所に配置する。		
その他の 公共施設		道路整備に合わせ、雨水排水施設、上水道供給施設を整備する。		
宅地の整備		宅地は住居系の土地利用を基本に整備する。 この内、既成市街地は、被災前の土地利用を考慮し、住環境に配慮しつつ、ある程度の用途混在を許容した住居系用途とし、南北 2箇所に配置する高台造成団地は住居専用系用途とする。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

## ■ 理 由

豊間地区は、市中心部から南東約 10km の太平洋沿岸に位置し、山と海に挟まれた南北に細長い平坦地に住宅、水産加工施設、商業施設、民宿等観光関連施設からなる市街地が広がり、自然と調和した優れた住環境を形成していた。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被災を受けたことから、早期復興が望まれている。

このことから、市街化調整区域である山林部約 17.7ha を含む約 60.0ha を対象地区として、災害に強く安全で快適な市街地の総合的な整備を行うため、復興整備計画に記載し、豊間震災復興土地区画整理事業を、本案のとおり都市計画決定しようとするものである。



